

令和8年10月13日
四国地方整備局
中村河川国道事務所

第6回四万十川自然再生事業検討会の開催について

中村河川国道事務所では、現在も残る自然を保全し、より良好な自然環境へと再生するとともに、人と自然とが共生できていた昭和40年代の四万十川の原風景を保全・再生するため、平成14年度から「四万十川自然再生事業」に取り組んでいます。

このたび、「四万十川自然再生事業」のさらなる推進を目指し、事業の実施及びモニタリング計画等に関する専門的な知見を求めるため、「第6回四万十川自然再生事業検討会」を開催しますのでお知らせいたします。

日 時：令和8年10月20日（火）13時00分～16時15分（予定）

場 所：中村河川国道事務所 別棟2階 会議室（WEB併用）

内 容：別紙1参照

委員名簿：別紙2参照

そ の 他：・会議は公開で開催します。

- ・取材及び傍聴を希望される方は、別添3及び別添4を確認のうえ、10月16日（金）までに、以下《問い合わせ先》まで事前申し込みをお願いします。
- ・申し込みは先着順とし、満席になり次第受付を終了しますので予めご了承ください。
- ・当日は12時45分から会場にて受付を開始します。

本施策は、四国圏広域地方計画【1.1大規模自然災害への防災力向上プロジェクト】
【2.2サステナブル四国プロジェクト】の取組に該当します。

《問い合わせ先》 ◎：主たる問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 TEL：0880-34-7301

副所長 ひろた 弘田 しんいち 真一 （内線 204）

◎計画課長 かけひ 寛 やすまさ 泰昌 （内線 261）

第 6 回 四万十川自然再生事業検討会

議 事 次 第(案)

開催日時：令和 8 年 10 月 20 日(火) 13:00～16:15

場 所：(会議) 中村河川国道事務所+WEB併用
(現地視察) 中山、森沢、実崎

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議 題

- (1) 前回(第 5 回)検討会の指摘事項に対する回答
- (2) 令和 8 年度 四万十川自然再生事業検討会の審議事項と進め方
- (3) 魚のゆりかごづくり(コアマモ)の事業展開

5. 現地視察

- ・ツルの里づくり 中山箇所
- ・ツルの里づくり 森沢箇所
- ・魚のゆりかごづくり 実崎再生整備箇所

6. 閉 会

四万十川自然再生事業検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	所 属 等	氏 名
植生生態学 河川植生	高知大学 名誉教授	いしかわ しんご 石川 慎 吾
底生生物 水生昆虫	底生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	おかだ しょうじ 岡田 将 治
魚類生態学	高知大学 名誉教授	きのした いずみ 木下 泉
森林保護学 鳥類生態学	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 四国支所 流域森林保全研究グループ 主任研究員	さとう しげほ 佐藤 重穂
海洋植物学 藻類学	高知大学 教育研究部 総合科学系 黒潮圏科学部門 教授	ひらおか まさのり 平岡 雅 規
哺乳動物学	横倉山自然の森博物館 学芸員	やちもり しゅうじ 谷地 森 秀 二

取材についてのお願い

別紙 3

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 記者席については、申し込みは先着順とし、満席になり次第受付を終了しますので予めご了承ください。
- 3) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ③携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源をお切り下さい。
また、会議中の通話をご遠慮下さい。
 - ④報道機関用の席における P C 等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意して下さい。

(公開・公表)

- 1) 審議中発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

傍聴についてのお願い

別紙 4

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席については、申し込みは先着順とし、満席になり次第受付を終了しますので予めご了承ください。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談話などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源をお切り下さい。
また、会議中の通話をご遠慮下さい。
 - ⑥みだりに傍聴席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中の発言はできません。
 - ⑨その他、会議の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしたりしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。